

## 本部直轄組合員の権利および制限事項について

1. 本部総会に参加できます。
2. 本部がB A東京タイムス・東美ダイレクト便・HPで広報した本部主催行事（レクリエーション・キャンペーン・講習会等）への参加ができます。
3. 本部各種制度がご利用できます。制度の詳細は組合パンフレットをご参照ください。尚、このうち総合福祉共済制度への加入（対象はオーナーで、年齢や病歴により加入できない場合は除く）及び月刊誌「ぜんび」購読は必須とさせていただきます。
4. 支部、ブロック、本部の各々の役職・役員等に就任しない旨ご同意いただきます。
5. 支部が訪問美容券（支部と行政が契約を交わし取扱う券。名称は地区により異なる）を扱っている場合、原則これを利用することはできません。
6. 支部やブロックの行事等への参加については、支部やブロックの許可があれば参加することができます。但し、支部総会やブロック総会への選挙権及び被選挙権を持たないことにご同意いただきます。
7. 支部が承諾すれば、支部所属に変更することができます。この場合所属する支部は店舗がある所在地の支部となります。尚、支部所属となった場合は、本部直轄組合員を続けることはできません。